

## 別紙第2－2

相模原市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

### （補助対象）

第1条 補助対象は、要綱第2条第6号に規定する高齢者施設等のうち、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患したこと。
- (2) 施設内療養することとなったこと。
- (3) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施したこと。

### （補助対象経費の内容）

第2条 補助対象経費の内容は、施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない次に掲げる対応等を必要な体制を確保しつつ行うことによる追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し経費とする。

- (1) 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- (2) ゾーニング（区域をわける）の実施
- (3) コホーティング（隔離）の実施
- (4) 担当職員を分ける等の勤務調整
- (5) 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- (6) 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

### （追加補助対象経費）

第3条 第1条に定める補助対象が、前条第1号から第6号に掲げる対応等を行う場合に、次に掲げるいずれにも該当する日に発生した療養者毎に要するかかり増し経費は、前条に定める補助対象経費とは別に追加補助対象経費として定める。なお、第1号に定める施設内療養者は、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していないなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過した者であって、当該療養

者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて前条第1号から第6号に掲げる措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで施設内療養者とする。また、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、発症日から起算して15日以内の範囲において、当該基準を満たす日まで施設内療養者とする。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り、施設内療養者とする。また、無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を施設内療養者とする。ただし、発症日から7日間を経過していないなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別状況を踏まえて前条第1号から第6号に掲げる措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで施設内療養者とする。なお、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向であることとし、療養期間中であっても、前条第1号から第6号に掲げる措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間については補助の対象外とする。

- (1) 補助対象のうち、定員29人以下の高齢者施設等（以下「小規模施設等」という。）にあっては施設内療養者が同一日に4人以上、定員30人以上の高齢者施設等（以下「大規模施設等」という。）にあっては施設内療養者が同一日に10人以上いること。

（補助の要件）

第4条 補助の要件は、次のいずれにも該当するものとする。なお、第3号から第5号については、「高齢者施設における新型コロナ対応体制等調査（施設内療養費の補助要件に関する調査）の実施について」（令和5年3月31日付け4福基課第6514号等）の回答内容により判断することとし、未回答及び要件を満たさない施設については、第2条に掲げる対象経費の補助を受けることができないものとする。

- (1) 施設内療養することとなったこと。  
(2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、第2条第1号から第6号に掲げる対応等を実施したこと。  
(3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う

医療機関を確保していること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

ア 施設からの電話等による相談への対応

イ 施設への往診（オンライン診療を含む）

ウ 入院の要否の判断や入院調整

（4）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施していること。

（5）希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること。

（補助の上限額）

第5条 第2条に定める補助対象経費について、施設内療養者の補助上限額は、7万5千円以内の範囲において一人あたり一日5千円とする。

2 第3条に定める追加補助対象経費については、前項に定める補助対象経費に加え、施設内療養者一人あたり一日5千円を補助する。ただし、一人あたりの補助上限額は7万5千円を限度とする。

3 前2項において、補助額は別表1の補助単価の範囲外とし、前項については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を補助上限額とする。

（その他）

第6条 本補助は、別表1の対象経費の「緊急時の介護人材確保に係る費用」（1）

（2）及び「職場環境の復旧・環境整備に係る費用」への対象経費と併せての補助が可能である。